

八代市難聴児補聴器購入費助成事業のお知らせ

八代市では身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童を対象に、補聴器の装用による音声言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入費用の一部を助成する事業を実施します。

助成対象

- (1) 八代市内に居住する18歳未満の難聴児であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。
- (4) 同一世帯員に市民税所得割課税額が46万円以上の者がいないこと。

助成額

補聴器を購入する経費の2/3（1/3は自己負担）

基準額が助成対象経費の限度額となります。右表を参考にしてください。

※修理や部品交換は対象となりません。

主な補聴器の種類	基準額	自己負担額	助成額
軽度・中等度・高度難聴用ポケット型	43,200円	14,400円	28,800円
軽度・中等度・高度難聴用耳かけ型	52,900円	17,633円	35,267円
重度難聴用耳かけ型	76,300円	25,433円	50,866円

※1台あたりの価格です。補聴器本体（電池含む）とイヤモールドも含まれます

申請に必要なもの

必ず購入される前に申請してください。

- (1) 申請書
- (2) 医師の意見書
- (3) 補聴器販売事業者が作成した見積書
- (4) 補聴器カタログの写し
- (5) 印鑑

※(1)(2)の様式は障がい者支援課にあります。

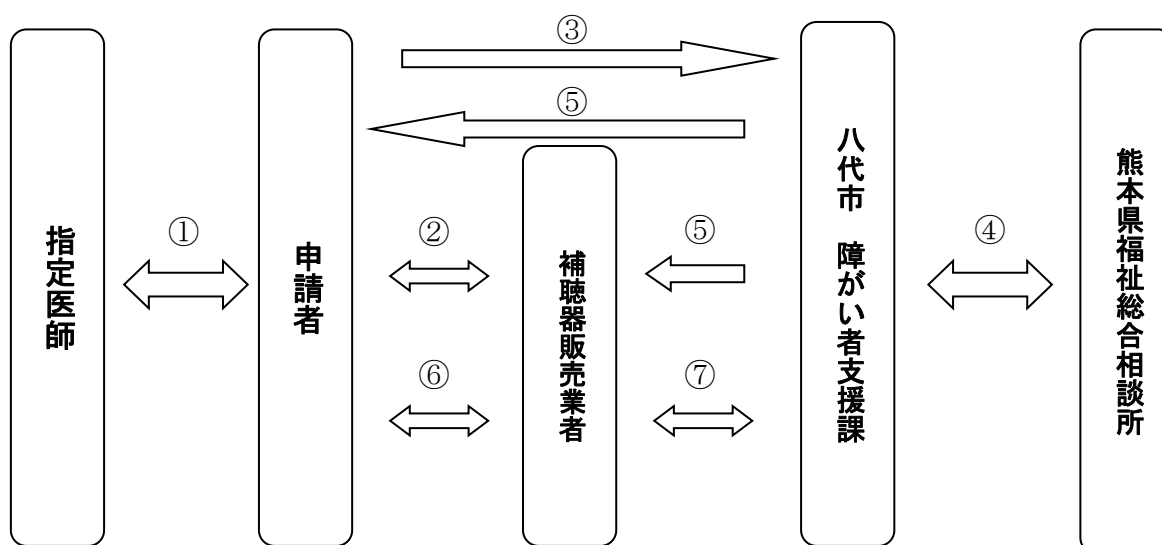


[裏面もご覧ください]

医師の意見書作成ができる市内の医療機関

医療機関名	住所	連絡先
上野耳鼻咽喉科医院	八代市本町2丁目3-49	34-1814
黒田耳鼻咽喉科医院	八代市鏡町内田477-2	52-8787
春野医院	八代市北の丸町3-37	35-6111
熊本総合病院	八代市通町10-10	32-7111

申請から助成金支払いまでの流れ



①	医療機関を受診し、意見書を作成してもらいます。(※)
②	意見書をもとに、試聴した上で補聴器販売業者に見積書を発行してもらいます。
③	必要な書類を揃えて（表面参照）障がい者支援課へ申請してください。
④	県福祉総合相談所に判定依頼をし、聴力レベルに合った補聴器かどうか判定をします。
⑤	判定結果を参考に交付決定又は却下通知を申請者及び業者に送付します。
⑥	決定通知が届いたら、販売業者に自己負担額を支払い、補聴器を受け取ります。
⑦	販売業者は助成額を市に請求し、市は販売業者に助成額を支払います。

※6歳未満児の場合は聴力の検査期間に6週間以上日数を要します。

申請及び問合せ窓口

八代市役所 障がい者支援課 生活支援係

〒866-8601 八代市松江城町1-25

電話 35-0294